

ロシアのウクライナ侵略に対する会長談話

2022年（令和4年）3月3日
長野県弁護士会 会長 久保田 明雄

1 本年2月24日未明、ロシア連邦（以下、ロシアという。）軍はウクライナへの侵略を開始し、両国は現在激しい戦闘状態となっている。そのため、ウクライナの住民、国民をはじめ、多大な人的、物的被害が発生している。

世界各国は、このロシアによる侵略に対して国連総会において非難決議を採択するなどウクライナからの即時撤退を求め、厳しい経済制裁を課すなどしているものの、ロシアは一向にその対応を改めない。そればかりか、プーチン大統領は、2月27日、核抑止部隊に特別警戒命令を下し、核兵器による威嚇を始めている。

2 ロシアによるウクライナ侵略は、国同士による「侵略行為その他の平和の破壊」を禁ずる国際連合憲章（第1条第1項、第2条第4項）及び国際法に対する重大な違反行為であり、国際社会の平和と秩序を脅かすとともに、人々の生命と安全も脅かす重大な人権侵害であって、人間の尊厳を根源から否定する野蛮な行為である。ましてや核兵器を使用することは絶対に許されない。

これに対し、ロシア国民も含む世界中の多くの人々は、ロシアによる侵略に強く反対し、連日、各所で、大規模な抗議デモを行っている。

ロシアの行動を強く非難するとともに、ウクライナ国民に対する生命と安全を脅かし国連憲章及び国際法に違反する侵略行為を即時に止め、ウクライナから軍を直ちに撤退することを求める。

3 日本国憲法はその前文において、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と謳っている。

日本政府も、ロシアに対し、武力行使を即時にやめさせるための働きかけをより一層徹底すべきである。

私たち長野県弁護士会も、日本国憲法が宣言する平和の価値を今後も強く訴えていく。

以上